

特222

444



0009406-000

特222-444

我が村役場

福井県丹生郡宮崎村役場

昭和7

ABI

特222
444

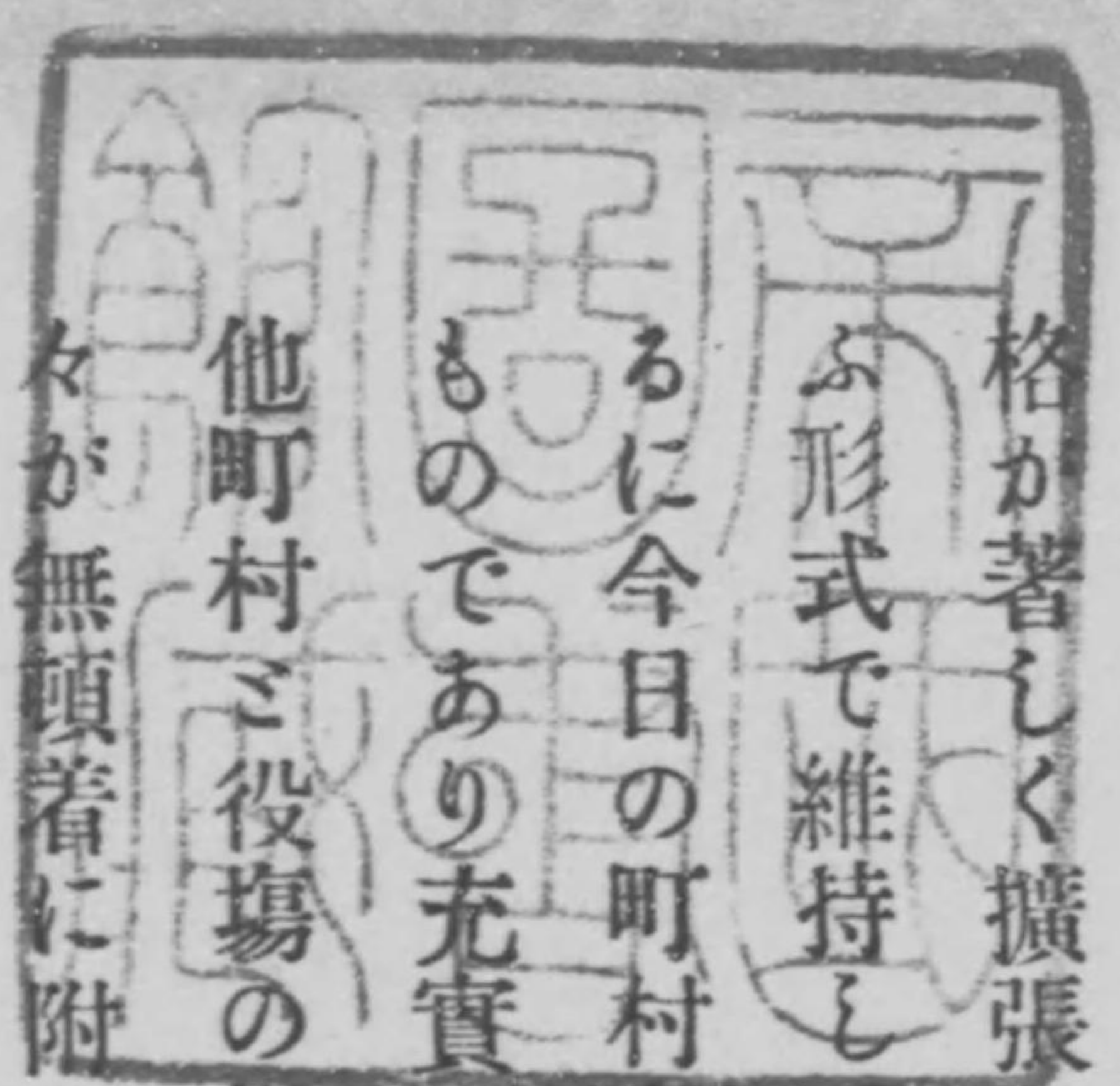
342-519

正 誤 表

誤	正	行 數	頁 數
大 年	大正十年	二	六頁
織田郷ノ内	樫津洩レ	三	一〇
設計の朝日	設計の爲め朝日	一〇	一一
至明治二十年十一月二十日	至明治二十七年十一月二十日	六	一一
就職年間	三年八ヶ月	六	一一
洩レ	大西定右衛門	一七	二五
右全	安政五年七月二十日生	一七	二五
(助 役) 右全	司辻辻右衛門	九	三〇
(収入役) 右全	萬延元年十月二日生	九	三〇
安政五年十一月十五日生	自昭和七年四月十五日	九	三三
明治十一年六月五日生	至 現 今 鈴木右一	九	三三
樫敷進	自昭和七年四月十三日	一〇	三三
一里と	至 現 今 武藤 豊	一〇	三三
	安政五年十月十五日生	一四	二八
	明治十七年六月五日生	八	三二
	樫津敷進	九	三四
	二里と	八	四七

自 序

町村制施行以來既に業に星霜今や四十五年に垂んごし殊に最近町村公民權の資格が著しく擴張されたにも拘はらず往時の名士や庄屋の統制の下に五人組ご云ふ形式で維持してゐた頃の自治精神さへも今日は疑はれる向が少くない。要するに今日の町村自治は整然たる外觀を備へてはゐるが中味は夫れに相應せざるものであり充實せぬ内容があるのである。町村の財政、教育、産業、衛生その他町村の現勢を町村の人々が無頓着に附して町村長や學校の職員や役場の吏員のみが知るべき事である。高をくくつて居る様では何時まで経ちても町村に眞の自治はあり得べきでない。村勢一斑ごか消長ごか云ふごごが單に監督官廳へ形式的に報告される爲に役場吏員のみで相談して作り上げるやうでは村勢に眞の振興はあらう筈がある。



い。假令村會議員でなくても凡ての一般民衆が自治の組織を理解して我が宮崎村に眞の殿堂を建設し樂園たらしむべく大悟徹底の上大同團結を以て一路邁進せられんことを茲に希ふて以て序に代ふる所以であります。

昭和七年四月上旬

丹生郡宮崎村長 水野 九右衛門

【 2 】

凡 例

- 一、本書は我が宮崎村てふ自治体の分子をなす人に示すを以て目的としたれば分り易く書く積りであつたが拙劣なる文才のために分り難き所もある様で申譯のないこゝである。
- 一、統計の如きは昭和五年度に取つた材料で新に入換へたいと思ふものも澤山あれど余日なきたため元の儘にしたから自分ながら材料の撰擇に満足せぬこゝを自白し之亦他日に更正するこゝを約束す。
- 一、本書の編纂につきては先輩竝に本村議事、勸業、教育、戸籍、統計等によりなりたるものなれば先輩の助言は特に感謝せねばならぬ謹で茲に謝意を表す。
- 一、跋に於て所懐の一端を記載すべき豫定の所、氣ばかり馳せて筆之に隨はず所謂龍頭蛇尾の嫌ひあるに至つたのは最も遺憾とする所であるが幸に其苦衷の存する處に賛同を得ば更に讀者の批判と鞭撻を祈るのである。

【 3 】


我が村役場

目次

第一章	地位
第二章	地勢
第三章	交通
第四章	戸口
第五章	沿革
1	村の分合
2	役場の起因
3	役場の改築
4	工事仕様及び設計の概要
第六章	執行機關の變遷

第七章	代議機關の變遷
第八章	舊領地と今の耕地
第九章	教育の沿革
第十章	産業の一斑
附録	宮崎村歌 豫算と村長 吾が宮崎村二十ヶ年間の役場費と教育費 十ヶ年間の出生増加率 一戸當擔 税力 産業組合の状況

宮崎村交通略圖



第四章 戸口
第五章 沿川の分合
第六章 1 役場の起因
2 役場の改築
3 工事仕様及び設計の概要
4 執行機關の變遷

第九章 教育の沿革
第十章 産業の一斑
附録 宮崎村歌 豫算と村長 吾が宮崎
村二十ヶ年間の役場費と教育費
十ヶ年間の出生増加率 一戸當擔
税力 産業組合の状況

我が村役場

第一章 位置

本村は郡の稍々南部に位し東西二里二十八町南北一里二十一町其の面積一方里三分にして東は吉川、豊、吉野の三村西は織田、城崎の二村南には白山、大虫の二村北は朝日、常磐の二村に連り其間重疊せる山嶺を以て境す。

第二章 地勢

域内山岳多くして平坦の地乏し雖も丘陵、山嶺重疊起伏するの間に介在せる平地は概ね肥沃なり。

山系 連互せる山脈中小嶽（四、二〇〇尺）御床（二、九〇〇尺）を最高なるものとす。

川系 和田川は源を八田字柳谷に發し陶谷を南北に洗ひ朝日村佐々生に吉川村を経て朝日村乙坂に到り天王川に入る尙白山村より來れる天王川は増谷を過ぎ一度織田村に流れ夫れより江波廣野を通じて常磐村上戸に入る其の村内流域の延長十九町十四間なり。

平野 本村は平地少し雖も陶谷を甬めこして小會原、檉津、八田、江波等諸所に平野開けたり。

第三章 交通

縣道は本村内に總延長一里二十町余にして梅浦より織田を経て武生町に通ずる梅浦、武生線は東西に村内を貫き人馬の往來繁し然れども幅員の狹隘なるに險路峻坂なるは本道の缺陷とする所縣は茲に見る處ありて、大年より毎年多額の經費を投じ之が改修に努められたれば目下に於ては自動車の往復頻繁とはなりぬ。陶谷より豊村を経て鯖江町に達する鯖江寺線中本村字須尾、豊村石生谷との界なる七曲坂は急峻にして交通不便なれば郡制時代に於て郡地方より數萬圓を投じ隧道開鑿せり。

西田中安養寺線は西田中を發して本村蟬口を經、寺、樫津を通じて安養寺に達す。尙織田、甲樂城線は織田より小曾原を經、白山村を通じ甲樂城に達するあり。夫々改修工事中なれば近き將來には何れも竣功を期するに共に自動車の往來繁多ならん。

各大字間の村道に對しては大正十二年より自動車道の計畫し毎年土木費數千圓を計上し大々的に改修を試みたれば今日に於ては自動車の通せざる所殆どなし軌道にありて鯖浦電氣鐵道の電車東西に三哩二分一余を走るを以て都市との連絡貨物旅客運輸に至大の便を與ふるものにして驛の所在地は陶谷、樫津、江波の三停車場に下江波の一停留所との四ヶ所なり。

第四章 戸口

本村の世帯總數は七百四十六戸人口三千三百十九人あり。人口の密度は一方里に付き一千八百三十人にして全國平均の二

千四百十七人及び本縣平均二千二百九十八人又は郡の平均二千四百四十八人よりも割合少きは山地の故ならん。人口總數の内男一千六百五十人女一千六百六十九人にして女百人に付き男九十九人は全國平均の女百人に對し男百〇二人本縣平均の男九十五人の比例は概して本縣の纖維工業地の關係なり。尙又本村一ヶ年内死亡總數百十一人にして出生百八十人にて毎年六十九人の増加を示し全國増加率の六分六厘八毛に比し本村の六分五厘四毛は少なきも實に増加の傾向あり。左に各大字の内譯を示せり。

字 名	世 帯 數	男	女	計
熊 谷	三六	七六	八四	一六〇
古 屋	一五	三八	一四	五二
増 谷	八	一〇	一九	二九
小 曾 原	一四五	三〇〇	三〇二	六〇二
江 波	一六五	三七一	三六一	七三三
廣 野	二六	六〇	六〇	一二〇
蚊 谷 寺	一四	三四	三五	六九
樫 津	八〇	一五七	一七九	三三六

八田新保	一九	四四	四〇	八四
舟場	一五	三二	五一	八三
八田	八二	二〇五	一八三	三八八
圓満	二一	五一	四九	一〇〇
上野	一七	四三	三八	八一
野	五	一三	一六	二九
字須尾	二六	七三	五六	一二九
大谷	一四	二五	三八	六三
蟬口	二二	六〇	四七	一〇七
寺	三三	七三	八一	一五四
合計	七四六	一、六六九	一、六六九	三、三一九

第五章 沿革

1 村の分合

本村は元宮崎庄と稱し舊藩時代は各藩に分領しつつ明治二年六月諸侯の版籍返上の後各藩知事の支配となり、明治三年幕府直轄には本保縣を置かれしが同四年廢藩置縣のこゝありて同年十二月我が丹生郡は福井縣の管下に屬し其の後足羽縣、敦賀縣、石川縣と轉屬し、明治十四年二月再び福井縣と成り今の縣治を見るに至れり。郡村にありては明治四年全國を大小區に分ち各小區に戸長副戸長を置き同五年從來の庄屋、名主、年寄、組長等の稱を廢し六年大區に區長小區に戸長を置き區内の行政事務を取扱はしめたり。

斯くて區制施行以來は大小區の變遷頻繁にして町村の自治制度未だ確立せず、地方の事務は殆ど官治に歸したるもの如くなりしが明治十一年七月郡區町村編成せられ同十三年區町村會法を發布し現今町村制の基礎をなせり。同十七年本縣に於ては聯合戸長役場の區域を制定して熊谷、古屋、小會原、江波、廣野、蚊谷寺、樫津、八田新保、舟場、八田、圓満、上野、野、字須尾、大谷、蟬口、寺の十七區を聯合して四ヶ所の聯合役場となし二十二年四月市町村制實施により尙合併して一村を作り從來の戸長及び戸長役場を宮崎村の下に左の十七區を管轄するに至れり其の際に元宮崎庄の稱へよりして宮崎村と命名し尙同二十四年に至り白山村より増谷を我が村に編入し以て十八區を管轄するに至れり。左に分合の状況を表記して見よう

宮崎村

宮崎庄……圓満、上野、野、寺
 宇須尾、大谷、蟬口
 織田郷の内……八田、舟場、八田新保
 江波、蚊谷寺、廣野
 廣野ハ明治十七年六月蚊谷寺ヨリ分村セリ
 山千飯郷 小曾原、古屋、熊谷、増谷

廣野、蚊谷寺……大野領……青野外八ヶ村

増谷、古屋……福井領

熊谷、小曾原……公儀領……安養寺外十二ヶ村

江波……西尾領……織田外九ヶ村

八田……西尾領

檉津、舟場、八田新保

圓満、宇須尾、大谷

上野、野、寺、蟬口……青山領

公儀領……八田外十ヶ村

宮崎村

明治二十四年四月設置

2 役場の起因

右の變遷を辿り戸長役場を廢して町村役場となし尙町村公民をして町村會議員を選擧し町村會を組織し町村長を選擧せしむるこゝこなれり。而して町村會は町村の代議機關となり町村は行政機關となり町村公民は地方行政に參與する權利を有するこゝこなれり茲に於て全く純然たる獨立の自治体たるこゝこはなりぬ。一面村役場の建設問題起るや明治二十二年十月二月江波區に於て江波第六十六號四十番地に廳舎一棟を建設して無償貸與するこゝこなりたり。其の經費工事金九拾五圓七拾五錢也

内 譯

金六拾壹圓 材木作料代 金四圓五拾錢 造作大工手間材料共 金拾五圓 垣板下屋共代

金貳圓 屋根屋與内金 金拾參圓貳拾五錢 開場式費用

(參考 二十一年度ノ米相場一升代金六錢參厘)

其の後二十五ヶ年は隨時の小破修繕を爲すに共に村政執務の機關となり來りしが大正三年に至り建築物は著しく屋根漏り壁落ち執務上大に支障を來せしを以て、全年二月十三日村會を召集し大修繕の決議を爲し大改築を施工したり其の經費たるや江波區の負擔にして其の額金四百八拾圓貳拾六錢を支出せり。

内 譯

金四百〇壹圓 改築費 金五拾五錢 設計費 金四拾六錢 瓦不足代 金七拾圓五拾錢 人夫

百四十一人代 金四圓〇五錢 地塙の材料及米代

而して歲月の推移は流水の如く又もや二十ヶ年の星霜を経るに共に大正十五年六月三十日郡政廢止の爲め町村事務の激増

日に加はり廳舎は益々狹隘となり、一面建築物の腐朽は日に日に其度を増し殆ど危機に瀕したり。

3 役場改築

昭和六年三月十七日召集の區長會に對し役場改築の意見を諮りたる處各區長共に異口同音的に大多數の賛成意見ありて只十八區中一二區長の考慮説あるのみなり其の後の経過を日誌の儘左に記述す。

昭和六年四月二十七日の村會に於て敷地選定委員の選舉を行ふ事となり選舉の結果左の三名を當選す。

委員 水野 九右衛門 谷野 泰藏 武藤 彦治

四月三十日 敷地選定委員打合會を役場に開催す。

一、候補地 學校前十具 二、候補地 現在役場裏 三、候補地 下江波停留所前
の三候補地を選ぶ

五月五日 建築設計の朝日、立待兩村並に鯖江町の三ヶ所に村長及び谷野、武藤の兩委員と共に出張す。

五月二十日 村會召集して敷地決定と共に役場位置變更の件 基本財産繰入處分の件 昭和六年度歳入歳出追加豫算の件（役場建築費）以上提出全員異議なく可決確定

五月二十三日 乙第八九號を以て基本財産繰入處分許可申請及び乙第九〇號を以て役場位置變更許可申請の二件を知事宛に提出せり。

乙第八九號

基本財産繰入處分許可申請

丹生郡宮崎村

一金五千圓也

本村役場ハ廳舎腐朽シ且ツ狹隘ナルヲ以テ今回之レガ改築ヲ決行セントスルニ當リ其ノ財源ハ之ヲ直チニ一般ヨリ徴收センカ農村疲弊ノ今日到底其ノ可能性ヲ見出ズ克ハズ。依ツテ前記金額基本財産繰入處分致度候間別紙ノ通り基本財産繰入處分ノ件本村會ノ決議ヲ經候條御許可相成度此段及申請候也

昭和六年五月二十三日

福井縣丹生郡宮崎村長 山田 與兵衛 印

福井縣知事 齋藤 直橋 殿

乙第九〇號

役場位置變更許可申請

本村役場廳舎腐朽ニ付キ改築ニ伴ヒ敷地狹隘ノ爲メ位置變更ノ必要ヲ生シ候ニ付キ別紙ノ通り位置變更ノ件本村會ノ決議ヲ經候條御許可相成度此段及申請候也

昭和六年五月二十三日

福井縣丹生郡宮崎村長 山田 與兵衛 印

福井縣知事 齋藤 直橋 殿

記

丹生郡宮崎村江波第六十四號定近二十八番

一田 一段一畝〇八歩ノ内

同 號同 二十九番

一田 五畝十歩ノ内

同 號同 三十番

一田 一段六畝七歩ノ内

第七十六號正元 四番

一田 五畝十歩ノ内

同 號同 上五番

八畝十二歩ノ内

一、變更ヲ要スル理由

現位置ハ民家ニ接近シ居ル上改築セントスルモ敷地狹隘且ツ洪水ノ時ハ浸水又火災ノ虞アルニ因ル。

五月二十九日

指地第二三三八號を以て役場位置變更の件及び指地第二三三九號を以て基本財産繰入處分の件と共に許可ありたり。

福井縣指令地第二三三八號

丹生郡宮崎村

昭和六年五月二十三日附乙第九〇號申請役場位置變更ノ件許可ス

昭和六年五月二十九日

福井縣知事 齋藤直橋 印

福井縣指令地第二三三九號

丹生郡宮崎村

昭和六年五月二十三日附乙第八九號申請村基本財産繰入處分ノ件許可ス

昭和六年五月二十九日

福井縣知事 齋藤直橋 印

六月十五日 敷地土盛工事着手。工事費は江波區よりの寄附同日設計を武生町浪花三八番地吉田繁二氏に託したり。

七月二十日 土盛工事完了。

七月二十八日 役場建築工事一般入札の旨告示をなす。

公 告

廳舎改築に付一般入札に付せんす請負希望者は左記要項了知の上入札せらるべし。

一、丹生郡宮崎村役場廳舎 一棟

内譯 本館二階建木造瓦葺 桁行拾間梁間六間 此建坪六拾坪

附屬平屋建木造瓦葺 桁行參間半梁間參間 此建坪拾坪五合

1 本工事入札方法は本縣道路工事執行令細則に準ず

2 入札申込期限

昭和六年八月五日午前十二時限り

3 開札期日

昭和六年八月五日午後三時

4 仕様書及設計書圖面は當役場内に備付あるに付熟覽せらるべし

5 希望者は必ず書留郵便を以てすべし但し郵便入札以外は受理せず

昭和六年七月二十八日

福井縣丹生郡宮崎村役場

八月五日 工事入札希望請負人十五名定刻までに書留郵便を受領午後三時三十分建築委員六名の立會の上開票せ

り。其の結果工事請負金額四千五百九拾圓を以て江波川岸和三氏に落札せり。

八月十日 川岸請負人三村長との請負契約の締結を完了せり。

八月二十二日 基礎丁張をなす。

八月二十五日 地鎮祭執行 午前九時より現場に祭壇を設け高原、西森兩神官を初め村長村會議員及び各團體長等一

同着席の上いこも莊嚴に執行、式後は宮崎小學校裁縫室にて直會の式を催したり。

八月三十一日 より二日間に涉り材料検査を吉田技手並に立會監督員等と共に嚴密に行ひたり

十二月十四日 江波區長柴田武右衛門氏より役場敷地無償貸與寄附願を提出されたり。

十二月十五日 工事完了届出同日竣工検査を終了す。

十二月十八日 舊廳舎より新廳舎に移轉同時に福井縣知事小濱淨鑛殿宛に移轉報告をなす。

4 工事仕様書及び其の概要

本館及び附屬家新築仕様設計左の如し。

一金四千五百九拾圓也 設計總高

此譯

一、本館木造二階建 桁行拾間 梁間六間 此建坪六拾坪

一、玄關木造平家建 全 九尺 全 六尺 同 壹坪半

總建坪 六拾壹坪五合

右軒高基礎混凝土上端より軒桁峙迄貳拾六尺八寸軒出柱真より軒蛇腹外面迄壹尺七寸屋根方形造り瓦葺勾配五寸五分洋式

小屋組内部平面圖の通り床板張及土間混泥土漆喰側壁木摺壁天井鋼鐵板及棹天井板張り外部腰及定規人造洗出し壁其の他
總体目筋板張窓縁及硝子障子等ペンキ塗其の他見へ掛り總てペンキ塗立開軒高基礎混泥土上端より軒桁迄九尺七寸軒出
柱真より鼻隠外面迄壹尺參寸屋根入母屋造り瓦葺屋根勾配五寸七分天井板張外部見へ掛り總体ペンキ塗其の他詳細圖面及
内譯仕様書の通り。

- 一、附屬家木造平屋建 桁行參間半 梁間參間 此建坪拾坪五合
- 一、便 所全 上 桁行壹間 梁間五分 同上 五合

總建坪 拾壹坪

右附屬家軒高基礎地覆混泥土上端より軒桁迄拾壹尺六寸軒出柱真より種鼻迄壹尺八寸傍出内破風板外面迄壹尺五寸屋根
瓦葺洋式小屋組切妻造り勾配五寸内部真壁塗天井板張及床張小使室疊敷詰め湯沸土間混泥土漆喰塗腰羽目板張外彫子下見
板張見へ掛り總体クレオソトリウム塗便所軒高同軒桁迄八尺七寸軒及傍出同壹尺五寸和小屋組片流し造り以下總て前
同斷

- 一、廊下木造平家建 桁行貳間 梁間壹 間 此建坪 貳坪
- 一、物置 同上 全上四間 全上壹間五分 此建坪 六坪

總建坪 八 坪

右軒高地盤より軒桁迄七尺五寸基礎混泥土軒出柱真より種鼻迄壹尺四寸傍出破風板外面迄壹尺參寸屋根亞鉛鍍浪形鐵板葺
和式小屋組切妻造り勾配五寸内部土間廊下吹抜き物置側鏡下見板張し一部便所取り設け側壁堅羽目板張仕上ります。

- 一、建物位置隅々間仕共完全なる造形取設け建物真幅墨打をなし狂ひを生ぜざる様時々改むること。
- 一、混泥土に使用する小砂利は六分目以下の篩に掛けたるもの砂は土氣塵埃の混入せざるものを使用する事。
- 一、木材は總て特定なき限りは凡て内地材にして寸法は挽下し寸法とし見へ隠れの部分は一割面落迄は採用す内外の小雜
作材は上小節乾燥材を使用すべし上小節其の節ミ雖も空切れ根空等のものは採用せず。
- 一、建具に使用する材料は其節乾燥の節材を使用し各仕様書の通り上鉋掛仕上のこと。
- 一、金物類は無底良鐵を使用し總て「コーラル」焼塗になし釘類は各木厚の二倍半以上の長さあるものを使用する
こと。

- 一、本工事に要する材料は總て内譯書に詳記しあるも多種のものに付記載洩なきを保せざるに付萬一工事施工上必要缺き
難きものある場合は總て請負人の負擔とし請負金額以内にて施工すること。

- 一、本工事中「タールフェルト」「メタルラス」天井張用鋼鐵板は大阪市北區堂島大橋南詰三菱ビルディング内浪速
建材株式會社製品を使用すること。

- 一、本工事施行中工程の進捗に伴ひ關聯して施設すべきもの（仮へば電鈴線埋設被覆の如きもの）は係員の指示に依り請
負人の負擔にて施設すること。

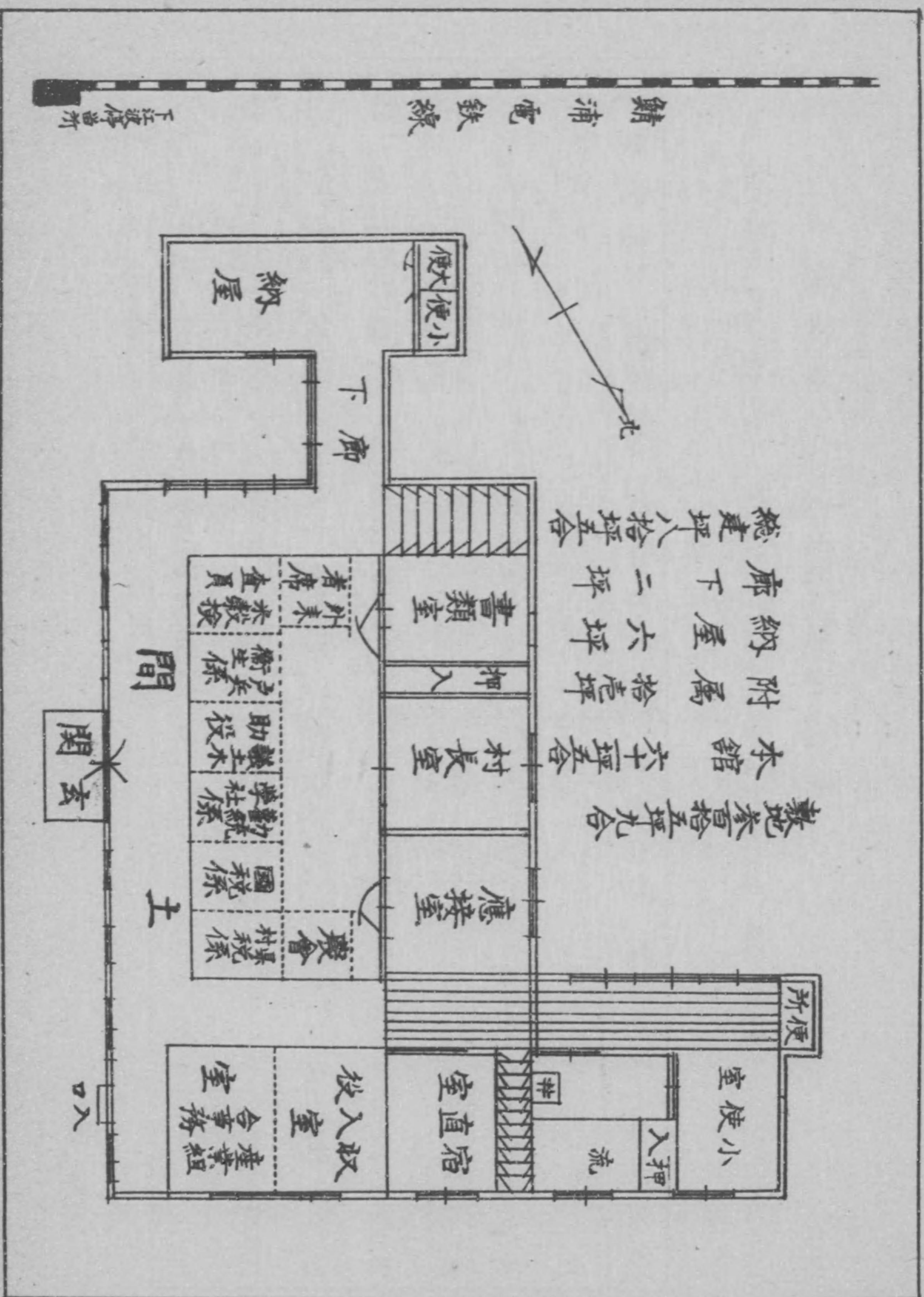
- 一、本工事完成期限は請負契約の日より起算し壹百日間に竣成綺麗に跡掃除をなし引渡しのこと。
- 一、本工事中各種の材料は使用前係員の検査を受けたる上使用すること。

- 一、本工事竣功期限内に工事を竣功せざる時は遅延日數一日に付請負金額の千分の一の違約金を徴収す。

一、本契約後工事變更の場合は單價を以て計算すること。
 右仕様設計書を以て本村江波川岸和三氏と契約締結の處其の後氏は大いに職人を日夜督勵し豫期の如く工事を完了せるが
 建築に要したる材料及び人夫の概要左に述べん。

基礎混凝土立六坪九合 木材七萬千五百余才 金物(釘ボルト)二百五十二貫 瓦九十五坪二合 木摺壁百
 七十九坪五分 普通壁二十一坪五分 人造洗出壁二十三坪五合 ベンキ塗二百七十六坪 ニス塗二十坪
 金屬天井鐵板九十六坪 板天井二十九坪五合 雨樋五十三間七分 賦力職十人 大工職六百二十六人
 人夫二百三十八人を要したり。

尙電燈取付工事に於ては川北電氣商事株式會社に内線取付を交渉して最も安全新式に施すべく託し電燈二十一ヶ所スイツ
 チ三ヶ所をメートル装置せしめたり其の取付工費金八拾八圓參拾四錢電氣照器具代金七拾八圓參拾錢を要したり。



第六章 自治執行機關の變遷

本村に於ける執行機關の變遷の跡を見るに其數決して少なからず。今其歴代村長、助役、收入役の氏名を列記すれば左の如し。

退就 職年月日	就職年間	村長氏名	退就 職年月日	就職年間	村長氏名
自明治二十二年六月 至明治二十四年三月 日		山内 伊右衛門	自大正六年四月十四日 至大正八年一月十日	一年十ヶ月	川 室 孝
自明治二十四年四月八日 至明治二十八年十一月二十日		谷 野 泰 藏	自大正八年三月二十六日 至大正九年十二月十八日	一年七ヶ月	木村傳兵衛
自明治二十八年三月四日 至明治三十一年二月四日	二年十一ヶ月	松原 小左衛門	自大正十年五月十三日 至大正十三年三月九日	二年十一ヶ月	谷 野 泰 藏
自明治三十一年三月九日 至明治三十五年三月八日	滿 期	佐藤 甚右衛門	自大正十三年二月二十六日 至昭和二年十月三十一日	三年十ヶ月	山内 才右衛門
自明治三十五年三月廿四日 至明治四十四年七月七日	九年五ヶ月	鷺田 彦左衛門	自昭和二年十二月二十一日 至昭和六年十二月二十日	滿 期	山田與兵衛
自大正元年九月二十六日 至大正四年一月三十一日	三 ケ 年	臨時 村長 關 新兵衛	自昭和六年十二月二十八日 至 現 今		水野 九右衛門
自大正四年一月三十一日 至大正六年二月二十日	二年二ヶ月	上野治郎右衛門			

退就	職月日	就職年間	助役氏名	退就	職月日	就職年間	收入役氏名
自明治二十二年六月 至同二十三年七月		一年一ヶ月	井上彌平	自明治二十二年六月 至同二十三年八月		一年二ヶ月	谷野泰藏
自明治二十三年八月 至同二十四年九月		一ヶ年	鷺田彦左衛門	自明治二十四年九月 至同二十五年九月		一ヶ年	松野七左衛門
自明治二十四年十月 至同二十七年四月		二年七ヶ月	鈴木右中	自明治二十五年九月廿六日 至同二十九年九月廿六日		滿期	鷺田彦左衛門
自明治二十七年五月三日 至同二十八年三月二十三日		十一ヶ月	山田孫太郎	自明治二十九年九月廿七日 至同三十年九月十七日		一ヶ年	田黒吉右衛門
自明治二十八年六月三日 至同二十八年十月十六日		五ヶ月	田中良助	自明治三十年九月二十九日 至同三十四年四月八日		三年六ヶ月	上野茂
自明治二十八年十二月 至同二十九年三月		一年四ヶ月	鷺田彦左衛門	自明治三十四年五月十日 至同三十八年十二月九日		七ヶ月	黒田勘之助
自明治三十一年二月二日 至同三十一年三月九日		三ヶ月	佐藤甚右衛門	自明治三十八年十二月十一日 至同四十二年二月九日		滿期	熊谷市太郎
自明治三十一年四月十五日 至同三十二年七月一日		一年四ヶ月	田中又左衛門	自明治四十一年三月一日 至同四十二年四月八日		二年三ヶ月	山内才右衛門
自明治三十二年八月五日 至同三十六年五月三十日		三年十ヶ月	井上壽	自明治四十二年四月九日 至同四十四年十月十二日		一年三ヶ月	鈴木正
自明治三十六年九月二十日 至同三十七年四月		八ヶ月	黒田勘之助			二年三ヶ月	上野新左衛門

自明治三十七年五月二十日 至同三十七年九月十五日		五ヶ月	渡邊仲左衛門	自明治四十四年十月廿七日 至大正二年四月十四日		一年七ヶ月	向當瀨
自明治三十七年十二月一日 至同四十二年十月十二日		滿期	増田多右衛門	自大正二年五月二十日 至同四年三月二十日		一年十二ヶ月	山田久太郎
自明治四十二年四月二十日 至同四十二年四月廿六日		一ヶ年	渡邊仲左衛門	自大正四年三月二十四日 至同六年三月二十四日		二ヶ年	木村平右衛門
自明治四十三年五月十五日 至大正二年二月二十五日		二年十ヶ月	鈴木右一	自大正六年五月九日 至同七年五月九日		一ヶ年	西彌右衛門
自大正三年十一月十四日 至同十一年十二月六日		八ヶ年	武田武左衛門	自大正七年六月五日 至同八年三月六日		十ヶ月	水上三右衛門
自大正十二年三月二十八日 至同十三年二月二十六日		一ヶ年	山内才右衛門	自大正八年三月五日 至同九年三月五日		十一ヶ月	關谷善藏
自大正十三年三月十九日 至昭和三年三月十八日		滿期	河合藤吉	自大正九年三月二十五日 至同十三年三月十五日		滿期	木村市治郎
自昭和三年三月二十七日 至同七年三月二十六日		滿期	司辻辻右衛門	自昭和三年三月二十日 至同七年三月十九日		滿期	柴田武
				自昭和七年三月二十八日 至同七年三月二十七日		滿期	山田重五郎

書記名列

退就	職年月日	就職年間	書記氏名	退就	職年月日	就職年間	書記氏名
自明治二十七年四月十九日 至同二十八年三月十九日	一ケ年	中西市四郎	自大正元年九月二十三日 至大正三年三月三十一日	一年六ケ月	上野増太郎		
自明治二十八年三月廿五日 至同二十九年三月三十日	一ケ年	佐藤耕作	自大正五年一月二十六日 至大正九年三月十八日	五年二ケ月	谷口七藏		
自明治二十八年六月十八日 至大正三年十一月十四日	十九ケ年	武田武左衛門	自大正八年五月一日 至現		荒繁治		
自明治三十年三月十七日 至同		熊谷市太郎	自大正九年五月一日 至大正十年三月二十五日	十ケ月	熊谷左右丸		
自明治三十二年四月十日 至昭和六年四月三十日	三十三ケ年	芝由太郎	自昭和十年四月五日 至昭和六年十二月三十一日	十一ケ年	木村竹四郎		
自明治四十年四月一日 至同	五ケ月	吉田甚三郎	自大正十三年四月五日 至現		山内豊		
自明治四十年十一月十二日 至大正元年九月二十三日	五ケ年	黒田市兵衛					

第七章 代議機關の變還

自明治二十二年
至昭和七年 四拾四ケ年間ノ村會議員名列

第一回

水野 九右衛門	嘉永六年七月十四日生
川室 傳次郎	弘化三年七月十五日生
山内 由兵衛	天保十一年九月十六日生
松原 小左衛門	文久元年正月十日生
山内 六郎右衛門	弘化二年八月八日生
大西 四郎兵衛	嘉永二年九月五日生
柴田 武右衛門	嘉永二年五月二十五日生

第二回

田中 甚左衛門	嘉永四年七月七日生
中西市郎右衛門	嘉永五年正月二十九日生
渡邊 仲左衛門	嘉永五年四月十日生
河合 與平	安政元年六月六日生
水野 九右衛門	嘉永六年七月十四日生
山内 彌三右衛門	安政五年四月二十四日生

第四回

西尾 六兵衛 慶應二年二月二十八日生
 大西 四郎兵衛 嘉永二年九月五日生
 竹内 茂平 安政五年十月十五日生
 山田 孫左衛門 明治四年十月十六日生
 河合 與平 安政五年六月六日生
 齋藤 市左衛門 弘化三年八月八日生
 佐藤 甚右衛門 慶應三年三月十九日生
 向當 彌三兵衛 明治四年九月十五日生

山内 六郎右衛門 弘化二年八月八日生
 柴田 武右衛門 嘉永二年五月二十五日生
 大西 四郎兵衛 嘉永二年九月五日生
 増田 多右衛門 文久元年十月四日生
 田中 甚左衛門 嘉永四年七月七日生
 齋藤 市右衛門 弘化三年八月八日生
 關谷 善次郎 天保十二年六月十日生
 鷺田 市郎右衛門 嘉永六年九月九日生
 佐藤 甚右衛門 慶應三年三月十九日生

第三回

西尾 喜左衛門 嘉永四年三月二十日生
 上野 新左衛門 明治五年九月二日生
 武田 四郎左衛門 明治元年三月十二日生
 松原 小左衛門 文久元年正月十日生
 田中 又左衛門 明治七年二月三日生
 西森 丈左衛門 慶應三年十月八日生
 山内 勘右衛門 文久三年十二月四日生
 田黑 吉右衛門 慶應二年十一月十五日生

山内 勘右衛門 文久三年十二月四日生
 青山 五兵衛 安政五年九月三日生
 田黑 吉右衛門 慶應二年十一月十五日生
 田中 又左衛門 明治七年二月三日生
 上野 新左衛門 明治五年九月二日生
 岩原 新兵衛 文久三年八月三日生
 竹内 茂平 安政五年十月十五日生
 西尾 六兵衛 慶應二年二月二十八日生

第五回

岩原新兵衛
文久三年八月三日生

河合與平
安政元年六月六日生

黒田市左衛門
萬延元年八月二十一日生

水上三右衛門
明治七年八月十四日生

向當彌三兵衛
明治四年九月十五日生

山内彌三右衛門
安政五年四月二十四日生

竹内茂平
安政五年十一月十五日生

青山五兵衛
安政五年九月三日生

田黒吉右衛門
慶應二年十一月十五日生

第六回

松原小左衛門
文久元年正月十日生

田中又左衛門
明治七年二月三日生

増田太吉
安政五年七月二十五日生

竹内茂平
安政五年十月十五日生

河合清平
明治元年二月八日生

齊藤市右衛門
明治十二年十二月二十一日生

田中太平
明治四年十月二十四日生

井上彌平
明治十二年三月一日生

第七回

田中又左衛門
明治七年二月三日生

高原奥左衛門
弘化三年四月一日生

宮本傳次郎
明治十一年五月一日生

山田與兵衛
萬延元年八月十五日生

増田太吉
安政五年七月二十五日生

松原小左衛門
文久元年正月十日生

水上三右衛門
明治七年八月十四日生

田中甚左衛門
明治六年六月四日生

山内伊右衛門
安政五年五月二十九日生

山内勘右衛門
文久三年十二月四日生

横田作右衛門
明治三年十二月四日生

齋藤谷右衛門
明治十年三月八日生

増田多右衛門
文久元年十月四日生

鈴木正木
明治十四年九月四日生

青山彌平
明治十三年十月二十三日生

佐々木作藏
慶應元年二月二日生

向當彌三兵衛
明治四年九月十五日生

第八回

北野 兼藏 明治二年五月二十日生
 井上 彌右衛門 明治十一年十二月七日生
 向當 彌三兵衛 明治四年九月十五日生
 齋藤 市右衛門 明治十二年十二月二十一日生
 齋藤 谷右衛門 明治十年三月八日生
 上野 久兵衛 明治十年七月八日生
 渡邊 仲左衛門 明治十六年一月十六日生
 横田 作右衛門 明治三年八月八日生
 山内 勘右衛門 文久三年十二月四日生

第九回

田中 五郎兵衛 明治四年十一月二十二日生
 木村 平右衛門 明治十三年六月三十日生
 柴田 武右衛門 明治六年六月三十日生
 松村 仁左衛門 明治九年七月四日生
 田中 太平 明治四年十月二十四日生
 西森 源右衛門 明治十一年一月十一日生
 山内 才右衛門 明治九年七月六日生
 山田 重五郎 明治二十二年十一月七日生

山本 治右衛門 明治八年十二月十六日生
 山田 與兵衛 明治二十一年六月十五日生
 西彌 右衛門 明治十五年十二月六日生
 水野 九右衛門 明治十二年四月二十一日生
 大西 定右衛門 安政五年七月二十日生
 田中 五郎兵衛 明治四年十一月二十二日生
 丸谷 逸吉 明治十六年五月三日生
 山内 豊吉 慶應二年六月二十日生

第十回

山田 與兵衛 明治二十一年六月十五日生
 河合 藤吉 明治十四年一月十五日生
 木村 太助 明治二十年十一月二十八日生
 青山 彌平 明治十三年十月二十三日生
 河合 宇兵衛 明治十七年六月五日生
 岩原 亘 明治二十一年一月一日生
 關谷 善藏 明治四年六月二日生
 大西 四郎兵衛 明治十二年五月三十一日生
 司辻 與次右衛門 明治五年十二月五日生

第十一回

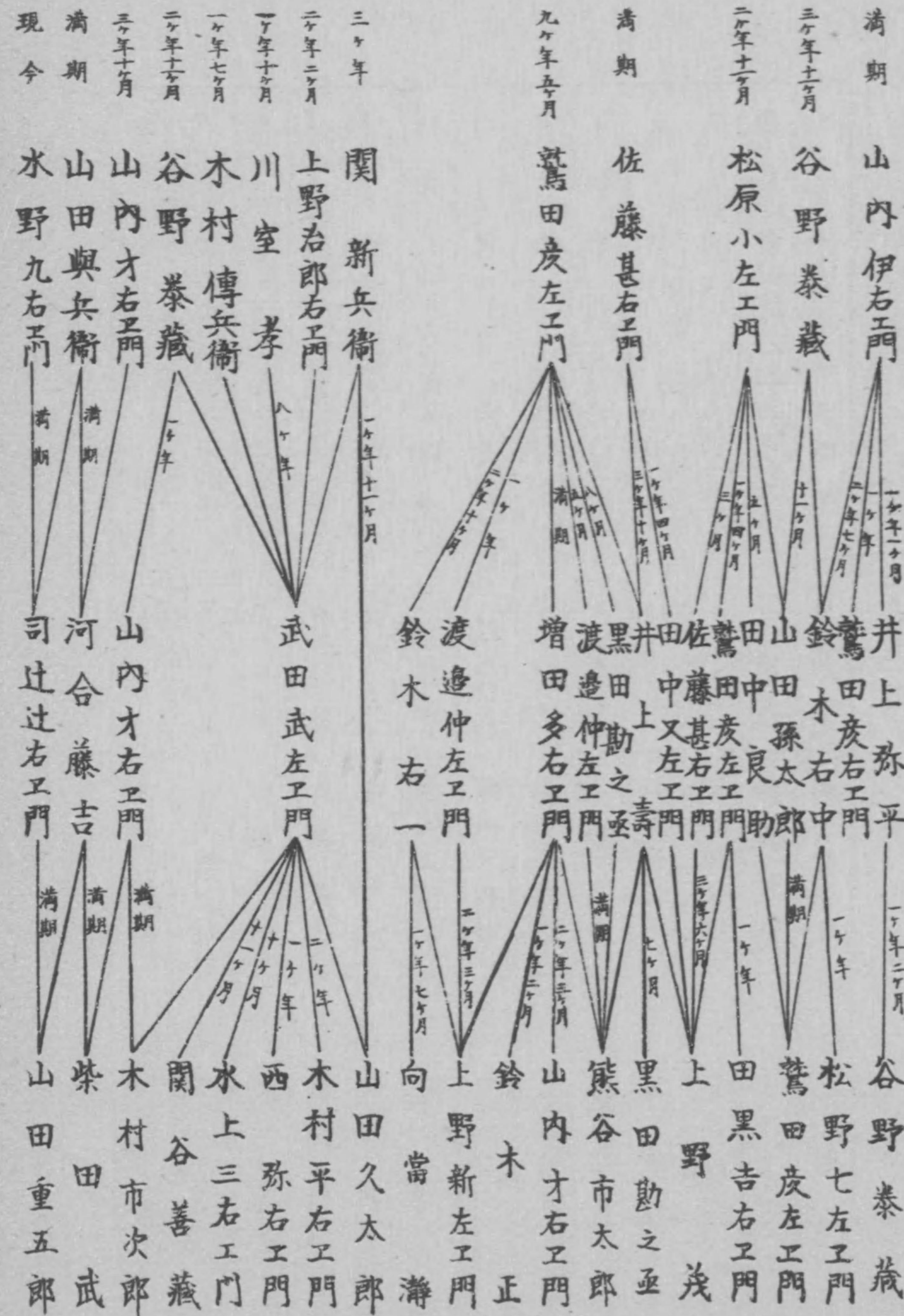
鈴木 右衛門 一 明治十五年二月二日生	山内 才右衛門 明治九年七月六日生	西 彌右衛門 明治十五年十二月六日生	水野 九右衛門 明治十二年四月二十一日生	山内 佐太郎 明治十八年一月五日生	松野 七左衛門 明治二十四年三月三十日生	谷野 泰藏 萬延元年十月五日生	林 爲築 明治五年十月十二日生
------------------------	----------------------	-----------------------	-------------------------	----------------------	-------------------------	--------------------	--------------------

武田 源右衛門 明治十四年一月三十日生	武田 武左衛門 文久三年十月二日生	武藤 彦治 明治六年十二月六日生	河合 宇兵衛 明治十一年六月五日生	黒田 市兵衛 明治十六年十月四日生	西 森左内 明治十年九月四日生	吉田 環 明治二十四年八月三十日生
------------------------	----------------------	---------------------	----------------------	----------------------	--------------------	----------------------

村長氏名

助役氏名

収入役氏名



第八章 舊領地と今の耕地

字名	田耕地面積	畑耕地面積	舊領別	石數
熊谷	二二六、八〇六	二二、四〇八	公儀領所	一三四、九六六
古屋	一〇八、四一六	二〇、二二二	越州福井領	一三八、三九四
増谷	八一、〇三三	一三、〇三六	越州福井領	一〇一、四〇一
小曾原	八二五、〇二七	一七七、五二六	公儀領所	七七五、四六六
江波	五二八、〇二七	二〇八、一一九	參州西尾領	七二三、七二六
廣野	一一九、八〇〇	三四、八〇九	越州大野領	一五三、二〇〇
蚊谷寺	六九、九一九	七、六二七	越州大野領	一〇三、六六〇
檜津	四七二、〇一六	一四二、二〇二	公儀領所	七二一、六三五
八田新保	八三、七二九	二〇、七二九	公儀領所	一一〇、二六四
舟場	六七、五〇三	三五、八二四	公儀領所	一〇一、七四〇
八田	四七六、八〇三	六三、九〇九	參州西尾領	八八〇、八〇〇
圓滿			公儀領所	三三八、七八〇

上野	四四一、三二二	四八、一二一	濃州青山領	一三三、五九三
野			濃州青山領	一六七、二七三
宇須尾	一八八、九一五	一一、四一四	公儀領所	四〇九、八〇七
大谷	一六八、五〇五	一六、九一六	公儀領所	三三九、三三三
蟬口			濃州青山領	一七六、三七一
寺	二七六、九一七	四一、一一九	濃州青山領	四二二、一一一
合計	四二二五、一二八	八七〇、九一一		六、一二一、五一〇

第九章 教育の沿革

明治十一年九月創立同二十年四月簡易科洗心學校と稱し同三十三年十一月増築落成を舉げ同四十二年二月檜教進尋常小學校を廢し本校に併せ假分教場を同校に置き同四十三年四月檜津假分教場を閉鎖し全部本校に移す同年五月新築工事全く竣りたり。六月二十九日洗心小學校を宮崎村立宮崎尋常小學校と改稱し同時に古屋、小曾原、八田、陶谷の各小學校を合併し即ち一村一校の制による而して各校の五、六學の兒童のみ本校に收容し四學年以下は四ヶ所の分教場に於て教授するこゝとせり。尙大正三年十二月八日、陶谷兩分教場を併合し寺區地籍寺山二十六號三十六番に校舎を移築し東分教場と改め

又古屋、小曾原兩分教場を合併し小曾原地籍小山三十九號三十一番に校舎を築き西分教場と改稱し其の後大正九年四月八日宮崎尋常高等小學校と名稱を變更し同時に修業年限二ヶ年の高等科を併置し一面に於ては敷地狹隘の爲め江波地籍第八十六號沼二十七番に移築を爲し現今に至れるなり。

教 育		教 育	
小 學 校		學 齡 兒 童	
教 學 校	級 數	就學義務(不)就學 既生者	就學義務未生者
數	數	計	計
一	二	二九九	二八三
二	二	二	四八
三	一	三三三	三三三
四	一	九九〇 ^人 ・三〇 ^分	一〇〇〇 ^人 ・〇〇 ^分
五	一	九九〇 ^人 ・六七 ^分	九九〇 ^人 ・六七 ^分
計	計	計	計
一	一	五八二	五八二
二	二	八〇	八〇
三	三	六六四	六六四
四	四	九九〇 ^人 ・六七 ^分	九九〇 ^人 ・六七 ^分
五	五	九九〇 ^人 ・六七 ^分	九九〇 ^人 ・六七 ^分

第十章 産業の一斑

本村は耕地四百六十町山林原野七百五十三町餘を有し地味概ね肥沃にして住民は農を以て主業とす。而して主要物産は米
 藪薪炭木材等なり。就中養蠶飼育と苜蓿栽培は副業として利多き爲め品種改良組合の組織の下に稚蠶共同飼育並に農産物出
 荷加工組合に巡回技術員の雇傭等益々事業改善伸展を企圖しつつあるは喜ぶべき現象なり。
 尙左に其の詳細を種別に表記せん。

宮崎村職業別戸數調 昭和五年十二月調

字名	戸數	農業	工業	商業	其ノ他	兼業數
熊谷	三七	三五				二
古屋	一八	一八				
増谷	九	九				
小會原	一四八	二二九	三	二	八	六
江波	一五五	一一八	三	五	一三	一六
廣野	二六	二二			一	三

字名	戸數	農業	工業	商業	其ノ他	兼業數
蚊谷寺	一三	一一				二
檜津	六七	五七	一		一	七
八田新保	一七	一五				
舟場	一五	一六			一	
八田	八二	六四	三	四	八	三
圓滿	一八	一八				
上野	一七	一七				
野須尾	五	五				
宇須尾	二六	一九	一		二	四
大谷	一四	一〇		二	二	
蟬口	二二	一九		一	一	一
寺	三五	二八	三	二		三
合計	七二四	六一〇	一四	一六	三七	四七
割合	一〇〇	八四・二五%	一・九四%	二・二二%	五・一一%	六・四九%

主要副業各字別狀況調 (昭和五年十二月末調査)

字名	米	養蠶 掃立枚數	養雞 羽	木	炭	藥品
熊谷	四一七〇石	二五	三羽	一一、二四〇俵	六、七一六	六、七一六
古屋	二〇三、〇	一一	二四	八〇〇	二、八〇六	二、八〇六
增谷	一六三、〇	四	—	—	二、三六九	二、三六九
小會原	一、三五一、三	二五〇	三八	六〇〇	二七、三八七	二七、三八七
江波	九六五、二	二〇二	三五二	—	二五、六九〇	二五、六九〇
廣野	二三五、九	七二	一六三	一、九八〇	四、八五三	四、八五三
蚊谷寺	一四〇、四	九	六	四五〇	二、六三七	二、六三七
檜津	九二八、二	五四五	一四〇	—	一一、〇四〇	一一、〇四〇
八田新保	二三六、〇	三三二	三	一五〇	二、六七一	二、六七一
舟場	一三四、五	二九	—	二五〇	三、四二〇	三、四二〇
八田	一、〇七〇、五	一〇八	五七	一、七二〇	一四、三六〇	一四、三六〇
圓滿	三六六、〇	—	四五七	—	四、八一〇	四、八一〇

孟竹之部 宮崎村竹林栽培面積調査 (昭和五年三月一日現在)

字名	農家戸數	栽培戸數	栽培面積 畝	栽培歩合	一戸當栽培面積
上野	二八四、〇	—	—	—	四、九〇〇
野	一三八、〇	—	—	—	一、四五二
宇須尾	五〇四、三	—	—	—	六、三〇〇
大谷	三〇四、〇	—	—	—	三、五五〇
蟬口	二三八、〇	—	—	—	四、二八〇
寺	四二〇、〇	四	三	三〇〇	三、六五〇
合計	八、〇九九、三	八〇二	一、三三六	一八、一一〇	一三三、八九五

字名	農家戸數	栽培戸數	栽培面積 畝	栽培歩合	一戸當栽培面積
熊谷	三五戸	一三戸	四一〇〇	二七、一四%	三畝一五歩
古屋	一八	一三	九九〇二	七二、二二	七畝一八歩
增谷	九	五	二二、〇〇	五五、五六	四畝一二歩
小會原	一二九	四六	一五三、一八	三五、六六	三畝一〇歩

字名	澁柿之部			富有柿之部			在來ノ甘柿之部			總計	一戸當
	成木	幼木	計	成木	幼木	計	成木	幼木	計		
熊谷	一一二	五	一一七	〇	二五	二五	一七	〇	一七	一五九	四、三
古屋	五八	二二	七九	〇	一五五	一五五	五	〇	五	二三九	一三、三
増谷	二七	五	三二	〇	〇	〇	一	〇	一	三三	三、七
小曾原	三七三	一三三	五〇五	五	三三	三六	三九	二〇	五九	六〇〇	四、一
江波	七七二	一〇九	八八〇	三二	三三	六三	一八	二二	四一	九八四	六、四
廣野	六一一	三六六	九八二	七三四	四七二	一二〇	三四	三三	四一	二、五七	九八、九
蚊谷寺	一九一	二二	二一四	九一	一五一	二四二	六九	一一	八一	五三七	四一、三
檜津	三二〇	三四	三五四	七	一〇	一七	五〇	一〇〇	一五〇	五二一	七、八
八田新保	一六九	一	一七〇	二五	七〇	九五	一一	〇	一一	二七六	一六、二
舟場	三四六	六	三五二	一五八	一五三	三一一	八	〇	八	六七一	四四、七
八田	七四〇	一三九	八七九	四三九	一七七	六一六	一〇九	二二	一三二	一六二七	一九、八

宮崎村果樹(柿)ニ關スル調査 (昭和六年一月三十日現在)

合計	寺	蟬口	大谷	字須尾	野	上野	圓滿	八田	舟場	八田新保	檜津	蚊谷寺	廣野	江波
六一五	二八	一九	一〇	一九	五	一七	一八	六四	一五	一六	六一	二二	二二	一一八
三六五	一〇	一六	七	一一	五	一一	一〇	五一	一一	一三	六一	一一	一五	五五
四、一八四、二四	二〇、〇〇	三〇、〇〇	二〇、一五	七九、〇〇	一一、〇〇	二〇、一〇	六六、一〇	三〇〇、〇〇	一一九、一五	一四六、〇五	一、〇〇二、一〇	四七五、〇〇	三五〇、〇〇	二二六、一八
五九、三五	三五、七一	八四、二一	七〇、〇〇	五二、六三	一〇〇、〇〇	六四、四一	五五、五六	七九、六九	七三、一三	八一、二三	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	六八、一八	四六、六一
一一畝一四步	二畝〇〇步	一畝二八步	二畝二八步	七畝〇五步	二畝二二步	一畝二五步	六畝一九步	五畝二六步	一〇畝二六步	一一畝〇步	三三畝二五步	三九畝一八步	二九畝一〇步	四畝〇三步

小會原	江波	廣野	蚊谷寺	檜津	八田新保	舟場	八田	圓滿	上野	野	宇須尾	大谷	蟬口
一二八	一四七	二四	一一	六七	一六	一四	七九	一九	一六	五	二六	一三	二一
六八	七七	六	一一	五〇	一九	九	五二	一五	一六	五	二五	一三	一一
九四	一一七	一〇	一五	一四九	二六	一〇	七六	一七	二二	七	三五	一八	二二
二四	六九	三	六	四三	二	七	二	一	八	一	六	〇	四

圓滿	上野	野	宇須尾	大谷	蟬口	寺	合計
一三五	八〇	一〇	三九	一九	五八	八二	四、二、四
一〇二	七〇	五	四	三	二九	一九	一、〇、三
二三七	一五〇	一五	四三	二二	八七	一〇一	五、三、九
六九	六二	五	一	一	二六	二	一、六、五
二五一	七〇	三	三	〇	一四	八七	一、七、四
三三〇	一三二	八	四	一	四〇	八九	三、三、〇
四五	九〇	五	三九	二〇	四	五五	九、三、四
一四	八	〇	〇	〇	〇	三三	二、六、六
五九	九八	五	三九	二〇	四	八七	一、二、〇
六一六	三八〇	二八	八六	四三	一三一	二七七	九、七、七、九
三四、二	二二、四	五、六	三、三	三、一	六、〇	七、九	一、三、九

産業組合ノ狀況ノ内

(昭和六年七月末調査)

字名	賦課戸數	組合員	口數	貯金人員數
熊谷	三三	三二	六五	三五
古屋	一四	一三	二一	一四
増谷	七	四	四	〇

寺	三一	二七	三一	二〇
合 計	六七二	四五二	七二九	二四六

跋

上來各項目に亘り數多の贅言を費したるも要は町村を進歩發達せしめ、其繁榮の基礎を確立して天賦の利益を幸福を享け其の地位村格を向上せねばならぬ云ふに外ならない。之が目的を達するには之を内に求めて外に求めず己が力を恃みて他の助を待たず以て自治治活を營むべし云ふに過ぎない。人は生るるに共に死を思はねばならぬ、生者必滅は之れ天理であつて如何にもでき得ないのである。吾等が死せざる町村を作るやう町村自治体に永久不滅の生命を與ふることは人生の快事であり、亦その大目的ではあるまいか。此處に思ひを致して自治体の一致協同を圖り揮身の赤誠を捧けて畢生の努力をいたさねばならぬのである、茲に於てか天必ず著しき利益大なる幸福をも與ふるであらう。されば必ずしも人物の多きを望まないただ我が三千三百有余の村人の奮勵によりて禍福が決する譯だから全く滿腔の熱誠を捧けて其の奮勵努力を希はねばならないのである。

古歌にも

なせばなるなさねばならず何事もならぬこいふはなさぬなりけり

こ實に全く夫れに違ひない、熱心があれば必ず町村制運用の工夫も出るであらう。自治の進歩發展にも其方法が案出さるるであらう。而も時は熟し機のいたれるに於ては自治体の活動を主義とする篤志家と濟生を本領とする志士の輩出するものがあるであらう。其の際にあたりて此の杜撰の一小冊子が参考とも爲る点があつたならば蓋し望外の光榮である、若しも幸に之によりて研究が志士の間に行進し其の或る者は實地に活用されて吾が村の活動に資し或る所は制度の運用上に應用されて其の自治の進歩を促がし得らるれば獨り吾輩のみの歡喜する所ではあるまい。斯くの如くして農村人格の向上をいたし村格の偉大に裨益する事が出来たならば本村のために萬歳を三唱せねばなるまい。我曹は此期の一日も早く到來せんことを欲して茲に餘白を汚がしたのであります。



附 録 宮 崎 村 歌

山田與兵衛作

一、我等の住める宮崎は

福井縣下に數へたる

丹生の郡の西南部

北は常磐に朝日村。

二、南は白山大虫こ

西は城崎織田の村

東は吉野豊村

吉川村を界こす。

三、大字古く尋ねれば

熊谷小曾原榎津舟場

八田新保に圓滿字須尾

大谷かけて公儀領。

四、上野蟬口寺に野は

青山領こ聞わたり

江波八田は參州の

西尾領なり増谷こ。

五、古屋は福井領分こ

稱へられたり残れるは

廣野蚊谷寺大野領

統べて十八大字の。

六、五つの領地に分かれしを

心一つに協せてぞ

宮崎村こ名づけしは

明治の二十二年なり。

七、戸數は七百四十余戸

人口三千三百余

其の職業は農なれこ

僅に商工業もあり。

八、東に流るる八田川

西の流れは天王川

時に溢るる事あるも

常に灌溉利用水。

九、村の面積約二方里

南北距離は一里余

西に東にいや長く

一里こ二十八町余。

一〇、田畑山林をしなべて

一千二百八十町

そのうち六分は山地にて

四分は田畑宅地なり。

二、地味の肥わたるのみならず

培養等のよきままに

實りは何時も豊にて

收穫時の忙しさ。

三、農産物の重なるは

産米養蠶果物こ

蔬菜の内に名も高き

筍收穫量多し。

三、副産物には木炭こ

小曾原焼は名の高し

其外養鶏畜産も

年に榮ゆる嬉しさよ。

二四、産土護る御社は

神明八幡日吉神

柳田神を仰ぎつつ

常に禮拜怠るな。

二五、御魂を祭る寺院には

光照西應西信寺

古く名を得し寺山の

拾一坊の其中の。

一六、西福法華徳永寺

圓満院念正寺

其一二三の精舎あり

何れ劣らぬ檀信徒。

一七、村の中央に聳ゆ立ち

知徳を研く學校は

縣道を前に電車あり

通學便に氣も清し。

一八、尋常高等併置して

生徒はおよそ六百人

十四學級に分れたり

その創立を調べなば。

一九、頃は明治の四十三

橘月の初七日

縣廳迄は約七里

三里距てて我が聯隊。

二〇、活動しつつある會は

軍人分會村農會

我が産業の組合に

今に起らん購販部。

二一、ちらほら萌し見ぬれば

生れ出づるも遠からず

實にや前途の頼もしき

村に住へる人々は。

二二、誠實質素勤勉に

一致の精神養ひて

禮儀の道も卑からず

教育勸業その外の。

二三、村費の額は一ヶ年

壹萬八千有余圓

一戸は二十有五圓

一人當りが五圓余。

二四、我等は斯るよき村に

生れ出でたるしるしには

夙夜務めて智を研き

村人一致協力し。

二五、片時も修養怠らず

品格高き人となり

國家の富を圖りなば

御國の光輝や彌増さん

(終り)

豫算と村長

年 度	豫 算	摘 要
明治二十二年	不詳	
明治二十三年	不詳	
明治二十四年	九〇六、〇〇	
明治二十五年	一、〇五三、〇〇	
明治二十六年	一、〇六一、〇〇	

就 職 月 日	村長氏名
自明治二十二年三月 至明治二十四年六月	山内 伊右衛門
自明治二十四年四月 至明治二十七年十一月	谷野 泰藏

明治二十七年	一、一三六、六〇	自明治三十八年三月	松原 小左衛門
明治二十八年	一、一二四、五九		
明治二十九年	一、二九三、六〇		
明治三十年	一、四四一、〇〇		
明治三十一年	一、五一三、〇〇	自明治三十一年三月	佐藤 甚右衛門
明治三十二年	一、七〇五、〇〇		
明治三十三年	一、八三一、〇〇		
明治三十四年	三、〇一三、〇〇		
明治三十五年	二、七八一、〇〇	自明治三十四年七月	鷺田 彦左衛門
明治三十六年	四、五〇八、〇〇		
明治三十七年	三、五二五、〇〇		
明治三十八年	三、一三〇、〇〇		

寺尋常小學校建築費
寺小學校建築費借入償還費
四〇〇圓
隔離病舎建築費
一、二九九圓
村債償還金四九三圓

明治三十九年	三、六二八、〇〇		
明治四十年	二、九二五、〇〇		
明治四十一年	四、五一九、〇〇		
明治四十二年	一一、六九一、〇〇	洗心校教進校合併建築費 六、一四六圓	
明治四十三年	五、一五四、〇〇		
明治四十四年	六、二〇七、〇〇		
明治四十五年	五、五五八、〇〇		
大正元年	七、一七二、〇〇		
大正二年	九、三四三、〇〇	宮崎小學校分教場合併費 一、七六九圓	
大正三年	八、九六九、〇〇		
大正四年	八、三三〇、〇〇	公債償還八七〇圓	
大正五年	八、六六二、〇〇		
大正六年			

至自
大正八年四月
川室孝

至自
大正六年二月
上野治郎右衛門

至自
大正四年一月九日
關 新兵衛

大正七年	一二、六四九、〇〇	織田道縣寄附金 二、三三九圓	自大正八年三月	木村傳兵衛
大正八年	一九、二二八、〇〇	織田道縣寄附金 二、三四〇圓	自大正九年十二月	
大正九年	二八、六四九、〇〇	宮崎小學校建築費 一、九三五圓		
大正十年	五四、二七五、〇〇	全校建築費 三、五一〇圓	自大正十三年五月	谷野泰藏
大正十一年	五一、〇七六、〇〇	全校建築費 一六、六三六圓		
大正十二年	五三、九二九、〇〇	全校建築費 一九、九五二圓		
大正十三年	三七、七〇〇、〇〇	土木費 三、九一七圓	自大正十三年十月	山内才右衛門
大正十四年	三四、九七八、〇〇	土木費 七、〇四七圓		
大正十五年	三〇、一五七、〇〇	公債償還費 三、五三五圓		
昭和元年	三一、五四二、〇〇	公債償還費 三、五三五圓	自昭和二年十二月	山田與兵衛
昭和二年	三九、九二四、〇〇	小學校營繕費 八、九三八圓		
昭和三年	三一、三八〇、〇〇	土木費 四、四二〇圓		
昭和四年		木炭倉庫建設費 九〇八圓		
		辰入金 一、八九〇圓		

昭和五年	二七、三九六、〇〇	戻入金 一、八四〇圓		
昭和六年	二七、五六四、〇〇	失業救済資金 一七、八〇〇圓	自昭和六年十二月	水野九右衛門
昭和七年	二五、一一九、〇〇	役場改築費 五、〇〇〇圓	至、現、今	
		土木費 三、七〇〇圓		

吾が宮崎村

(昭和五年十二月末現在)

此ノ負擔ハ村費ヲ割リタルモノ

面積	一方里八分	國稅	一戸當	七圓六拾五錢
人口	三千三百十九人	縣稅		拾六圓八拾六錢
戶數	普通世帯 七百四十六戸	村稅		貳拾五圓參拾壹錢
田地	五反歩弱	協議費		貳拾六圓參拾貳錢
畑地	一反三畝歩	米消費高		九拾八圓參拾四錢
山林	一町二反歩	酒消費高		參拾壹圓六拾錢
米產	百四拾參圓貳拾七錢	煙草消費		八圓參拾錢

米以外農産	畜産	工業	林産	合計	電燈料	衣類	塩	肥料	合計
七拾壹圓八拾貳錢	九圓六拾四錢	百七拾六圓貳拾四錢	六拾八圓八拾五錢	四百六拾九圓八拾參錢	拾壹圓六拾錢	六拾圓六拾錢	四圓五拾五錢	六拾圓〇八錢	參百五拾壹圓貳拾壹錢

自大正元年至昭和六年 度二十ヶ年間村費と役場の教育の費

(昭和六年度ハ豫算ナリ他ハ決算)

年度	村費全額	役場費	教育費
大正元年度	五、七九四、〇〇〇 ^円	一、一八一、〇〇〇 ^円	三、二七四、〇〇〇 ^円
大正二年度	六、九四六、〇〇〇	一、四四二、〇〇〇	三、六五四、〇〇〇
大正三年度	八、九四二、〇〇〇	一、三三五、〇〇〇	三、四五二、〇〇〇
大正四年度	八、四五四、〇〇〇	一、四七六、〇〇〇	三、三三七、〇〇〇
大正五年度	七、七四六、〇〇〇	一、二五六、〇〇〇	三、六九〇、〇〇〇

大正六年度	八、〇二五、〇〇〇	一、三七五、〇〇〇	三、五七〇、〇〇〇
大正七年度	一一、〇九七、〇〇〇	一、六一六、〇〇〇	五、一八二、〇〇〇
大正八年度	一六、二四〇、〇〇〇	二、六八〇、〇〇〇	一六、七〇五、〇〇〇
大正九年度	一六、二四〇、〇〇〇	三、三〇七、〇〇〇	一一、七一一、〇〇〇
大正十年度	一一、一八二、〇〇〇	三、四七三、〇〇〇	一一、九四二、〇〇〇
大正十一年度	三九、三八九、〇〇〇	三、七四九、〇〇〇	二九、九〇二、〇〇〇
大正十二年度	五二、三三六、〇〇〇	三、八五九、〇〇〇	四一、六九〇、〇〇〇
大正十三年度	三三、二二三、〇〇〇	四、五一五、〇〇〇	一五、〇〇四、〇〇〇
大正十四年度	三三、八一、〇〇〇	四、七三一、〇〇〇	一四、五七二、〇〇〇
大正十五年	二八、二〇三、〇〇〇	四、七四七、〇〇〇	一四、三五九、〇〇〇
昭和元年度	二六、五七六、〇〇〇	五、一一一、〇〇〇	一四、二〇一、〇〇〇
昭和二年度	三三、八六二、〇〇〇	五、二九四、〇〇〇	二四、六八六、〇〇〇
昭和三年度	二九、九〇六、〇〇〇	五、九三八、〇〇〇	一五、七九九、〇〇〇
昭和四年度	二五、七六五、〇〇〇	五、一七九、〇〇〇	一三、九五三、〇〇〇
昭和五年度	二八、一四五、〇〇〇	五、五八九、〇〇〇	一三、二二一、〇〇〇

十ヶ年間の出生増加率

自昭和六年
至大正十一年
十ヶ年間ノ出生表

年次種別	男		女		計	婚姻數
	男	女	男	女		
昭和六年度	一〇五	七五	一八〇	八一		
昭和五年度	六八	五九	一二七	七八		
昭和四年度	六三	五九	一二二	七二		
昭和三年度	五六	七一	一二七	六一		
昭和二年度	六四	六五	一二九	七〇		
昭和元年度	八三	六八	一五一	六七		
大正十四年度	九五	七四	一六九	六四		
大正十三年度	七五	七九	一五四	七四		
大正十二年度	九五	七八	一七三	八二		
大正十一年度	九〇	一〇四	一九四	六三		

自昭和六年
至大正十一年
十ヶ年間ノ死亡表

年次種別	男		女		計	出生増加
	男	女	男	女		
昭和六年度	七〇	四四	一一四	六六		
昭和五年度	四五	四二	八七	四〇		
昭和四年度	三七	四五	八二	四〇		
昭和三年度	四四	四四	八八	三九		
昭和二年度	四九	四七	九六	七三		
昭和元年度	五四	四一	九五	五六		
大正十四年度	五六	四八	一〇四	六五		
大正十三年度	五二	四三	九五	五九		
大正十二年度	四七	六九	一一六	五七		
大正十一年度	七二	六二	一三四	六〇		

一戸當り擔稅力表

(世帯戸數ニ依ル)

(昭和六年十二月末日調査)

字名	國稅	縣稅	村稅
熊谷	二、八一〇	一〇、一六〇	一一、五二〇
古屋	二、二四〇	八、一一〇	一一、三五〇
増谷	七、二二〇	一七、一八〇	一七、七八〇
小會原	三、〇三〇	七、五五〇	八、四一〇
江波	三、〇七〇	九、八四〇	一一、八六〇
廣野	六、一七〇	一一、三五〇	一一、九一〇
蚊谷寺	四、七三〇	九、六三〇	一一、九六〇
檜津	五、二三〇	一二、四四〇	一三、五八〇
八田新保	三、一四〇	一一、〇八〇	一一、七五〇
舟場	四、七九〇	一〇、七二〇	一一、〇三〇
八田	七、一八〇	一五、六五〇	一五、九九〇
圓満	七、六二〇	一六、九五〇	一七、八八〇

合	寺
計	
一六六	二
六七五	四八
一三	
三	
七六	二
九三三	五二
六二六	三一



昭和七年四月廿九日印刷
昭和七年四月二十日發行

【非賣品】

發行所 福井縣丹生郡宮崎村役場

印刷者 福井縣丹生郡天津村 田島喜十郎

印刷所 福井縣丹生郡天津村 田島活版所

